

## 令和5年 北秋田市農業委員会 第1回総会

1. 開催日時 令和5年1月16日（月） 午前10時00分から

2. 開催場所 北秋田市交流センター 1階 講堂

3. 出席委員（29名）

1番 若松一幸	2番 長岐正	3番 長崎成人
4番 佐藤政信	5番 成田博幸	7番 武石修一
9番 三澤敏行	10番 杉渕光則	11番 佐藤利子
12番 宮腰文義	14番 佐藤稔	15番 佐藤邦久
16番 木村正彦	17番 藤島喜美男	18番 堀部栄一
19番 金俊英	21番 近藤裕太	22番 檜森正
23番 土濃塚謙一郎	25番 伊藤鶴一	26番 三沢博隆
28番 簾内豊	29番 中嶋力藏	30番 堀部聡
31番 佐藤篤史	32番 松橋利彦	34番 金田悦子
36番 長岐一志	37番 後藤久美	

4. 欠席委員（7名）

6番 澤藤匠	8番 伊東誠子	13番 齊藤富美雄
20番 武田響一	24番 佐藤茂延	27番 鈴木豊
33番 三浦和憲		

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第1	報告第1号	会務報告
第2	報告第2号	専決処分の報告
第3	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第4	議案第2号	令和4年分北秋田市農地賃借料情報について
第5	議案第3号	農地の権利取得に係る下限面積の別段面積の廃止について

7. 出席した事務局職員

局長 日下部 公信 主査 疋田 憲匡

## 8. 議事録署名委員

30番 堀部 聡      31番 佐藤 篤史

## 9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、只今より令和5年 北秋田市農業委員会 第1回総会を開会いたします。</p> <p>始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。6番澤藤匠委員、8番伊東誠子委員、13番齊藤富美雄委員、20番武田響一委員、27番鈴木豊委員、33番三浦和憲委員の6名となっております。そのほか、24番佐藤茂延委員が見えておりません。</p> <p>委員総数36名中、29名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
会長	会長あいさつ（省略）
議長	<p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>議事録署名委員は当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>議席番号30番堀部聡委員、31番佐藤篤史委員をお願いいたします。</p> <p>それでは案件に入ります。報告第1号「会務報告」を事務局より願います。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>報告第1号 令和4年12月分会務報告です。</p> <p>（令和4年12月分の会務を報告）</p>
議長	会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

議 長

次に報告第2号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページをお開きください。

報告第2号「専決処分の報告」です。

前回総会での北秋田市農業委員会処務規程の整理などを踏まえ、今後このような形で報告してまいりたいと考えております。

初回となりますので、少し説明を加えながら報告いたします。

表をご覧ください。会長専決規程に基づくものとして、(1)の相続税と贈与税の納税猶予に係る証明書の発行に係ることの1項目、その下、処務規程に基づく局長の専決9項目の合計10項目について月ごとの処理件数をまとめたものとなっています。こちらは、処理したら直近の総会で報告することとされているもので、毎月報告いたします。

表中の項目は、分かり易くするため見出しのように短く記載しておりますが、表の下に項目ごとの根拠条項等の補足を記載しております。

12月分は、(3)農地の権利取得の届出の受理が15件、(6)賃借・使用权の合意解約の届出の受理が14件、合計29件の処理を実施したことを現しております。

4ページからは届出等の内容の報告となります。

全件数の内容を報告する予定としておりますので、今回届出等が無かった項目でも、次回以降届出等があれば同様に報告してまいります。

まず、(3)農地の権利取得の届出についてです。

こちらは、農地売買等事業又は農地中間管理事業を行う農地中間管理機構があらかじめ農業委員会に届け出ることにより農地等の権利を取得する場合の届出で、農地売買等事業は農地法第3条第1項第13号、農地中間管理事業は第3条第1項第14号の2となります。また、相続による所有権取得の届出が農地法3条の3となっており、これらを合わせた件数となっています。

それでは、(3)農地の権利取得の届出について報告いたします。

(受付番号1番を朗読)

以下8ページの受付番号15番まで、全て相続による所有権移転(農地法3条の3)となっており、合計面積で148,856㎡となっております。

次に9ページをお開き下さい。

こちらは項目(6)の農地法第18条第6項の規定によるもので、農地の賃貸借及び使用賃貸借について双方の合意により解約した旨の通知書の届出についてで、これまでも報告してきたものです。

それでは、(6)の農地法第18条第6項の合意解約の届出について報告いたします。

(受付番号1番を朗読)

以下14ページの受付番号14番まで、合計面積221,604㎡となります。

事務局 説明の補足ですが、3条の3につきましては、相続したという事後の届出になります。これから相続するという届出ではありません。

議長 報告第2号につきまして事務局より説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、次に進みます。

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年1月16日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号1番を朗読)

以下16ページの受付番号6番まで、合計面積14,261㎡となります。

なお、この件につきましては、別添資料1の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たして

いることを確認しております。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

議席番号 34 番金田悦子委員からお願いいたします。

3 4 番

34 番の金田です。受付番号 1 番から 6 番を報告させていただきます。

調査日は 1 月 10 日、調査員は 36 番長岐代理、37 番後藤会長と私、事務局から日下部局長、疋田主査の計 5 名でした。降雪により現地での調査ができないため、会議室で衛星写真を用いて調査を行いました。

まず、受付番号 1 番は資料 17 ページから 19 ページになります。

18 ページを見てください。

申請地は阿仁比立内にある「もろび園」の近くで、住宅の裏手にある畑でした。

2009 年と 2020 年の衛星写真により確認したところ、申請地は継続して適切に耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、受付番号 2 番は資料 20 ページから 22 ページになります。

21 ページを見てください。

申請地は東根田集落に隣接した林の中の開けた場所にある畑でした。

先程と同様に衛星写真により確認したところ、申請地は継続して適切に耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、受付番号の 3 番から 6 番ですが、関連がありますのでまとめて報告させていただきます。

資料 23 ページから 30 ページになります。

24 ページ、27 ページ、29 ページを見て下さい。

申請地は坊沢地区の米代川沿いの整備された一団の中の田でした。

先程と同様に衛星写真により確認したところ、申請地は周辺と同様に継続して適切に耕作されている状態とみられ、特に問題は無いと判断しました。以上です。

議 長

議案第 1 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

議案第 1 号中、受付番号 2 番を除いて質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

3 番 3 番の長崎です。受付番号 3 番の借受人は新規就農者ですか。

事務局 12 年ほど農業に従事されている方です。

1 番 1 番の若松です。賃貸借の場合、これまでは貸借料情報も記載されていたが、今回無いのはなぜですか。

事務局 記載漏れとなっておりました。物納支給（玄米）となっているようです。この場で報告させていただきたく、少しお時間をいただけないでしょうか。

議 長 準備のため暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 )

議 長 会議を再開いたします。  
事務局より報告願います。

事務局 (受付番号 3 番から 6 番までの貸借料（物納支給）の内容を報告)

議 長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第 1 号中、受付番号 2 番を除いて、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。

議 長 同じく議案第 1 号中、受付番号 2 番については、議席番号 14 番佐藤稔委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：14番 佐藤稔委員)

議長 会議を再開いたします。

議長 議案第1号中、受付番号2番について質疑に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第1号中、受付番号2番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

議長 暫時休憩いたします。

(着席：14番 佐藤稔委員)

議長 会議を再開いたします。

次に、議案第2号「令和4年分北秋田市農地賃借料情報について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書31ページをお開きください。

議案第2号 令和4年分北秋田市農地賃借料情報について。

農地法第52条の規定に基づき、令和4年分の北秋田市内の農地の賃借料に関する情報を公示する。

令和5年1月16日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

提案理由は、農地法第52条で定める情報の提供等の規定により、令和4年1月から令和4年12月までに締結(公告)された北秋田市内の農地の賃借における賃借料(10a当り)について公示するものです。

32 ページをご覧ください。

全体で 1,049 筆分のデータから算出したものとなっております。

例年どおり公示するもので、市の広報 2 月号にもスペースは大きくありませんが概要を掲載予定です。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 議案第 2 号につきまして、事務局より説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

25 番 25 番伊藤（鶴）です。

32 ページの注釈 2 に、賃借料を物納としている場合は 60 kg 当り 11,100 円に換算とありますが、金額の根拠は何ですか。

事務局 令和 4 年産あきたこまちの概算払金を参考にしたもので、毎年同様の算出方法としております。

議 長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第 2 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長 異議なしと認め決定いたします。

議 長 次に、議案第 3 号「農地の権利取得に係る下限面積の別段面積の廃止について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 33 ページをお開きください。

議案第 3 号 農地の権利取得に係る下限面積の別段面積の廃止について。

『農地法改正に伴う下限面積要件の廃止に係る留意事項について』の通知（令和 4 年 12 月 16 日付け事務連絡、農林水産省経営局農地政策課経

営専門官)に基づき、下限面積の別段面積を廃止する。

令和5年1月16日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

提案理由は、基盤法等の一部改正(令和5年4月1日施行)に農地法の一部改正が含まれており、第3条第2項第5号の規定が削除され、いわゆる「下限面積」が廃止されます。

当市農業委員会では、別段の面積を公示しているため、改正法の施行に伴って当該公示の効力は失われますが、農地の権利取得予定者等の誤解を招かないよう、当該公示をもって廃止するものです。

3ページ飛ばして、37ページをお開き下さい。

農林水産省からの事務連絡文書となります。

下から3行を見ていただきますと改正法の施行までに当該公示を廃止する手続きをしておいたほうがいいですよというものです。

ちなみに、秋田県農林水産部からも県内農業委員会に向け同様の連絡が発せられております。

34ページにお戻りください。

令和5年3月31日をもって下限面積の設定を廃止するという内容の公示の案です。

35ページと36ページは、市ホームページ上で公開している現在の情報ですが、こちらにも廃止の公示を掲載する予定です。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 議案第3号につきまして事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

15番 15番の佐藤(邦)です。面積要件の廃止後は、権利取得に必要な許可条件はどのように変わりますか。

事務局 3条の審議でお配りしている別添資料1の調査書をご覧ください。農地法第3条第2項各号の内、第5号の面積要件だけが無くなるもので、全部効率利用、農作業常時従事、地域調和等の要件は引き続き継続となります。

議 長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第3号について原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。

議 長 以上で本日の提出議案の審議は全て終了いたしました。  
これをもちまして1月の定例総会を閉会します。